

受理官庁 EG	エジプト特許庁	附属書 C EG
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	エジプト	
国際出願の作成に用いることができる言語	アラビア語又は英語 <sup>1</sup>	
願書の作成に用いることができる言語	アラビア語又は英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ <sup>2, 3</sup>	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める <sup>4</sup> 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁，エジプト特許庁，欧州特許庁 又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁，エジプト特許庁，欧州特許庁 <sup>5</sup> 又は米国特許商標庁 <sup>6</sup>	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：エジプト・ポンド（EGP）及び米国・ドル（USD）	
送付手数料	USD 142	
国際出願手数料 <sup>7</sup>	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>7</sup>	USD 16	
電子出願 （文字コード形式による願書）	USD 218	
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	USD 328	
調査手数料	附属書D（AT），（EG），（EP）又は（US）参照	
優先権書類の手数料	USD 30	
優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d））	EGP 800（個人及び研究機関） EGP 1,000（従業員10名未満の企業） EGP 1,500（従業員10名以上の企業）	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合，出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が，実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い，その範囲内で電子形式によって行われている場合には，国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に，明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には，実施細則附属書Cに従い，すなわち，WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 4 関連する受理官庁の通告については，2017年9月21日付公示（PCT公報）132頁以降参照。
- 5 この官庁は，国際調査を同官庁若しくはオーストリア特許庁が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。
- 6 この官庁は，国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り，管轄する。
- 7 この手数料は，一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

E G	エジプト特許庁 (続き)	E G
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がエジプトに居住している場合 要，出願人がエジプトの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に登録されている特許代理人又は弁理士	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない	